

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生省告示第三百十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
別表 1～494（略） <u>495 質量分析装置</u>	別表 1～494（略） （新設）